

須坂市入湯税課税免除要領

平成 31(2019)年 4 月 1 日

須坂市総務部税務課

須坂市入湯税課税免除要領

平成 31(2019)年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は、須坂市市税条例（昭和 29 年条例第 20 号、以下「条例」という。）第 90 条が規定する入湯税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除者の報告)

第 2 特別徴収義務者は、条例第 90 条第 4 号又は第 5 号により課税を免除する場合は、課税免除の根拠となる資料を添付した課税免除者明細書を提出し、報告しなければならない。

(課税免除対象者の審査)

第 3 市長は、第 2 により提出された課税免除明細書及びその添付資料を審査し、錯誤等がある場合は、速やかに是正させるものとする。

(入湯税の課税免除基準)

第 4 条例第 90 条第 4 号に該当する課税免除対象者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に規定される学校が、直接行うことが明らかである修学旅行等、教育上の行事における者の内、入湯行為者。
- (2) 学校教育法に規定される学校の長等が認める児童・生徒等が行う部活動等において、当該学校の長又は当該学校の教諭等の引率者、あるいはその指導者から届出が提出された児童・生徒等の内、入湯行為者。
- (3) 前各号いずれかに該当する者に同行する引率、又は指導する者の内、入湯行為者。

第 5 条例第 90 条第 5 号に該当する者の課税免除基準は、次のとおりとする。

- (1) 須坂市に住所を有する者で、身体障害者手帳の交付を受け、重度（1・2 級）に該当する者。
- (2) 須坂市に住所を有する者で、療育手帳の交付を受けている者。
- (3) 須坂市に住所を有する者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
- (4) 前各号の一に該当する者に同行する介護者。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、須坂市市税等減免内規は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 2 この要領の施行日前に決定した措置については、なお従前の例による。